

大学英語教育学会褒賞規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、「一般社団法人大学英語教育学会定款」(以下「定款」という。)第5条に基づき、大学英語教育に係る研究者・学術団体・諸機関の実践活動に対する表彰事業を行うために必要な事項を定めたものである。

第2章 大学英語教育学会褒賞

(名称)

第2条 本学会が、定款の定める表彰事業として与える賞を、「大学英語教育学会褒賞」(以下「本賞」という。)と総称する。

(賞の種類)

第3条 本賞は、英語教育および関連分野において顕著な業績をあげ、我が国の大学英語教育の改善と進歩・発展に寄与した一般(一般・学生・維持・終身維持)会員に対して与えられる。本賞の選考は年度ごとに行う。本賞は、学会最優秀賞・学会優秀賞・新人賞の3つから成る。

2 学会最優秀賞(JACET Distinguished Research Award)は、推薦締切日までの5年間に、卓越した学術的ないし教育的価値を持つ単著書を出版した一般(一般・学生・維持・終身維持)会員に与えられる。

3 学会優秀賞(JACET Excellent Research Award)は、推薦締切日までの5年間に、すぐれた学術的ないし教育的価値を持つ単著書、または共著書(すべての著者が会員であるものに限る)を出版した一般(一般・学生・維持・終身維持)会員に与えられる。

4 新人賞(JACET Young Researcher Award)は、本学会の紀要または国際大会 Selected Papers に掲載された一般(学生)会員による単著論文のうち、最も高い評価を得た論文を執筆した会員に与えられる。

(授賞)

第4条 本賞は、学会運営規程第4条3項および第13条に定める大学英語教育学会褒賞・学術出版物選考委員会による選考、および、理事会による決定を経て、第3条の成果を収めた1名ないし複数名の一般(一般・学生・維持・終身維持)会員に対して、国際大会の場で授賞する。

2 本賞の授与は、3部門において、年度ごとに最大1件とする。

3 受賞者には、賞状と記念品を贈呈する。

(大学英語教育学会褒賞運営委員会)

第5条 大学英語教育学会褒賞運営委員会(以下「委員会」という。)は、学会運営規程第4条および第12条に基づき、以下の業務にあたる。

- 2 候補者の推薦依頼、ならびに被推薦者の意向確認を行う。
- 3 被推薦者の審査依頼を行い、結果を理事会に報告する。
- 4 授賞に関する準備を行う。

第3章 推薦

(学会最優秀賞・学会優秀賞の推薦依頼)

第6条 委員会は、一般（一般・学生・維持・終身維持）会員に対し、学会最優秀賞および学会優秀賞にふさわしい候補業績の推薦を依頼する。

- 2 推薦は他薦に限る。
- 3 同一年度において推薦できるのは学会最優秀賞・学会優秀賞それぞれ最大1件とする。
- 4 推薦開始日・締切日は理事会において定める。
- 5 学会最優秀賞及び学会優秀賞候補業績として推薦できるのは、推薦時に一般会員資格を持つ会員の業績とする。また、授賞が決まった場合、授賞式の時点で会員でなければならない。

(推薦の不受理)

第7条 過去に本賞の各部門に推薦され落選したものが再度推薦された場合、推薦は不受理とする。

(新人賞の推薦依頼)

第8条 委員会は、大学英語教育学会褒賞・学術出版物選考委員会に対し、当該年度の前年度に刊行された紀要および国際大会 Selected Papers に掲載された一般（学生）会員による単著論文のうち、審査委員による評点が上位であった3本の著作の推薦を依頼する。

第4章 選考

(選考依頼)

第9条 委員会は、大学英語教育学会褒賞・学術出版物選考委員会委員長に対して、候補著作の審査と各賞の選考を依頼する。

(選考委員)

第10条 選考委員は大学英語教育学会褒賞・学術出版物選考委員が務める。

- 2 選考委員は、自身の業績が審査対象になっている場合、当該著作の審査を行わない。
- 3 選考委員は、何らかの利害相反の可能性が存在する場合、また、専門上適切な審査に困難が予想される場合、理由を明記した上で、当該著作の審査の辞退を申し出ることができる。

(選考結果の報告・理事会への提案)

第11条 選考委員は、「大学英語教育学会褒賞・学術出版物選考委員会規程」において定める選考基準に従って選考を行い、最終授賞候補者を内定の上、5月開催の理事会で提案する。

(種別の変更)

第12条 選考委員は、学会最優秀賞に推薦された業績を学会優秀賞の候補として、また、学会優秀賞に推薦された業績を学会最優秀賞の候補として、それぞれ理事会に提案することができる。

(連続受賞の禁止)

第13条 学会最優秀賞および新人賞については、同一人物への複数回の授賞を認めない。

第5章 補 則

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附 則： この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

改 正： 平成25年5月26日 一部改正
平成25年8月29日 一部改正
令和2年3月11日 一部改正
令和3年3月21日 一部改正
令和3年9月26日 一部改正
令和4年3月13日 一部改正